

新しいタイプの商標の特定方法及び出願日認定について

1. 現行制度の概要

現行制度は、商標法第5条第1項により出願に必要な願書への記載事項や添付書面を定めている。願書には商標登録を受けようとする商標を記載しなければならないとし、かつ、同条第2項により、立体商標の出願については立体商標の出願である旨を願書に記載しなければならないと定めている。商標登録を受けようとする商標は願書に設ける商標記載欄に記載されるものであり、立体商標の場合には複数の方向から表示した図を複数記載することができる。

また、現行の第5条の2は、出願日の認定要件を定めている。原則として願書を提出した日が出願日として認定されるが、願書に商標登録を受けようとする商標の記載がない等の場合には、特許庁長官は当該出願について補完を命じなければならず、その補完がなされた日が当該商標出願の出願日として繰り下がって認定されることとなる。

さらに、現行制度は、第27条により、登録商標の範囲は、願書に記載した商標に基づき定めなければならないとされている。

2. 諸外国の制度の概要

(1) 諸外国における新しいタイプの商標の特定方法

諸外国においては、新しいタイプの商標の特定にあたっては商標を視覚的に表現することが求められるが、商標見本などに加えて商標の説明文や音声ファイルなどに基づいて表現することも認められている。各国で統一した特定方法を採用しているわけではなく、それぞれ異なる方法での特定を求めている。

① 諸外国における動きの商標の特定方法

動きの商標の出願は、米国においては動きの中の1点の描写か、その動きの種々のポイントを示すような最大5点の静止画像のいずれかと標章の説明文により¹、欧州共同体においては連続した静止画及び商標の説明文により²、英国においては連続した静止画により³、ドイツにおいては動作の正確な過程

¹ 37 C.F.R. §2.52(b)(3); Trademark Manual of Examining Procedure (TMEP) 7th Ed., 米国特許商標庁, 807.11

² 「新しいタイプの商標に関する調査研究報告書」平成20年3月 財団法人知的財産研究所, 297頁

³ Manual of Trade Mark Practice, 英国知的財産庁, The Examination Guide, Practice (In

を示す連続図によりなされている⁴。

米国	・静止画（最大5点） ・商標の説明文
欧州共同体	・静止画 ・商標の説明文
英国	・静止画
ドイツ	・静止画

② 諸外国におけるホログラムの商標の特定方法

ホログラムの商標の出願は、英国においては、角度により本質的特徴が変化するホログラムの商標は複数図面により、特に変化しない単純なものであるときは単一の図面によりなされる⁵。米国ではホログラムは二以上の図面を有する場合は複数商標が含まれるとして一般的に拒絶されるが⁶、1図面で商標を特定して商標の説明文の中でホログラムが施されていることを記述する登録例は見受けられる⁷。なお、欧州共同体及びドイツにおいては角度により画像の変化するホログラムの商標は現在のところ視覚的に表現できないものとされるが、限られた数の図面で表現できるホログラムについて図面と説明文で特定する登録例はある⁸。

alphabetical order), Unconventional Trade Marks 5.1

⁴ 参照：「新しいタイプの商標に関する調査研究報告書」平成20年3月 財団法人知的財産研究所, 356頁

⁵ Manual of Trade Mark Practice, 英国知的財産庁, The Examination Guide, Practice (In alphabetical order), Unconventional Trade Marks 5.2

⁶ Trademark Manual of Examining Procedure (TMEP) 7th Ed., 米国特許商標庁, 1202.14

⁷ 「新しいタイプの商標に関する調査研究報告書」平成20年3月 財団法人知的財産研究所, 270頁

⁸ 参照：The Manual Concerning Proceedings Before the Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs), Part B Examination 2.7.1; 「新しいタイプの商標に関する調査研究報告書」平成20年3月 財団法人知的財産研究所, 297頁, 356頁

米国	<ul style="list-style-type: none"> ・図面 ・商標の説明文
欧州共同体	<ul style="list-style-type: none"> ・図面 ・商標の説明文
英国	<ul style="list-style-type: none"> ・図面
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・図面 ・商標の説明文

③ 諸外国における色彩の商標の特定方法

色彩の商標の出願は、米国においては、(1)彩色した商標見本、(2)色彩が標章の特徴であること、(3)標章の記述の欄に色彩名及びその色彩が標章上に表示される位置を述べる色彩の構成の説明（文字的又はデザイン的要素など）が必要である⁹。色彩は一般的な用語を用いて特定しなければならず、グラデーションを含む際はその旨の説明が必要である¹⁰。

欧州共同体においては、標章の色彩の複製及び色彩の言葉による説明、色彩を権利主張する旨の記述が必要とされ、任意でカラーコードに基づく言及も追加できる¹¹。英国においては、その色彩に関する文章での説明及び国際的に認められたカラーコードによって特定するものとされる。輪郭のない抽象的な色の組合せからなる商標の場合は色彩を配する系統的配置を特定する必要があり、例えば「それぞれの色彩の配分及び率は 50-50 であり、青色が水平に赤色の上に示され、縞全体を形作る。」のような記述が必要とされる¹²。ドイツにおいては、色のサンプルと国際的に認められたカラーコードによる色指定が必要とされる¹³。

⁹ Trademark Manual of Examining Procedure (TMEP) 7th Ed., 米国特許商標庁, 807.07(a)

¹⁰ *Id.* at 807.07(a)(ii)

¹¹ Commission Regulation (EC) No 2868/95, Rule 3

¹² Manual of Trade Mark Practice, 英国知的財産庁, The Examination Guide, Practice (In alphabetical order), Unconventional Trade Marks 1.1

¹³ 「新しいタイプの商標に関する調査研究報告書」平成 20 年 3 月 財団法人知的財産研究所, 75 頁

米国	<ul style="list-style-type: none"> ・彩色した商標見本 ・色彩が標章の特徴であるとの主張 ・色彩名及び色彩の表示される場所の説明
欧州共同体	<ul style="list-style-type: none"> ・標章の色彩の複製 ・色彩の明示（カラーコード推奨） ・色彩を権利主張する旨の記述
英国	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩に関する文章での説明 ・カラーコード ・（色の組合せの時は）色彩の配置の記述
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・色のサンプル ・カラーコード

④ 諸外国における位置商標の特定方法

位置商標の出願は、米国においては、標章の位置を示すために破線を利用した図面と、その破線の目的を記述した商標の説明文によりなされる¹⁴。破線で描かれた客体は標章の一部ではないとして、誤認混同の判断の際に考慮してはならないとされる¹⁵。欧州共同体では図面と商標の説明文によって特定する登録例があり、ドイツでは図面及び具体的な位置関係を記述した商標の説明文が必要とされる¹⁶。

米国	<ul style="list-style-type: none"> ・破線を利用した図面 ・商標の説明文（破線の目的を説明）
欧州共同体	<ul style="list-style-type: none"> ・図面 ・商標の説明文
英国	（不明）
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・図面 ・商標の説明文（具体的な位置関係を記述）

⑤ 諸外国における音の商標の特定方法

¹⁴ Trademark Manual of Examining Procedure (TMEP) 7th Ed., 米国特許商標庁, 807.08

¹⁵ 参照 : *Id.* (citing *In re Homeland Vinyl Products, Inc.*, 81 USPQ2d 1378 (TTAB 2006))

¹⁶ 「新しいタイプの商標に関する調査研究報告書」平成 20 年 3 月 財団法人知的財産研究所, 297-298 頁, 357 頁

音の商標の出願は、米国においては商標見本の代わりに詳細な説明文及び楽譜（音楽のとき）によりなされるが、標章の説明を補足し明らかにするためにオーディオ又はビデオファイルも提出する必要がある¹⁷。欧州では視覚表現可能であることが登録要件として求められているが、小節に区切られた楽譜上に音符等を示すことでメロディのピッチや長さも分かるようにしたものはその要件を満たすが、単なる文章による説明、擬音表記、音符の羅列などはその要件を満たさないとした欧州司法裁判所の判決¹⁸が各国の運用に大きな影響を与えている。欧州共同体においては楽譜による方法に加えて、オシログラム又はソノグラムによる視覚的表示と音の電子ファイルによる方法による特定が認められている¹⁹。英国においてはタイミングやピッチを示す楽譜による特定が必要であり²⁰、ドイツにおいては楽譜に加えて電子ファイルが必要とされる²¹。

米国	<ul style="list-style-type: none"> 商標の説明文 楽譜（音楽のとき） オーディオ又はビデオファイル
欧州共同体	<ul style="list-style-type: none"> 楽譜又は （楽譜以外のとき）ソノグラムなどによる視覚表現に加えて電子ファイル
英国	<ul style="list-style-type: none"> 楽譜
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 楽譜 電子ファイル

（2）諸外国における出願日の認定

出願日の認定は商標法に関するシンガポール条約に規定があり、それによれば出願人名や指定商品・役務の記載などに加えて、登録を求める標章の十

¹⁷ 37 C.F.R. §2.52(e); 37 C.F.R. §2.61(b); Trademark Manual of Examining Procedure (TMEP) 7th Ed., 米国特許商標庁, 807.09

¹⁸ ECJ decision of 27.11.2003, Case C-283/01 – Shield Mark

¹⁹ Commission Regulation (EC) No 2868/95, Rule 3; The Manual Concerning Proceedings Before the Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs), Part B Examination 7.6.1

²⁰ Manual of Trade Mark Practice, 英国知的財産庁, The Examination Guide, Practice (In alphabetical order), Unconventional Trade Marks 4.1

²¹ ドイツ商標規則第6条、第11条

分に鮮明な表示一通(a sufficiently clear representation of the mark)を官庁が受理した日を出願日として認めなければならないとされる²²。このような国際的な枠組みの中、マドリッド協定議定書の国際登録日（出願日に相当）は、標章の複製(a reproduction of the mark)等があるときは、国際事務局によって条約の規定に基づき国際登録日が認定される²³。

米国及び欧州共同体においても原則として商標見本等の提出に基づき出願日認定をしている。例えば米国では明確な商標見本(a clear drawing of the mark)の提出が出願日認定に要求されており²⁴、欧州共同体では商標の表示(a representation of the trade mark)が要求されるが、これは画像などである必要があり標章の説明文で代替できないとされる²⁵。ドイツでは商標の複製が要求されるが、音の商標に必要とされる録音した電子ファイルの有無は出願日の認定には影響しないとされる²⁶。なお、英国では商標の表示(a representation of the mark)が要求されるが、商標のタイプに応じて商標見本や商標の記述などを用いて適切に視覚上表現することが必要とされる²⁷。

シンガポール条約	・登録を求める標章の十分に鮮明な表示 1 通 (a sufficiently clear representation of the mark)
マドリッド協定議定書	・標章の複製(a reproduction of the mark)
米国	・明確な商標見本(a clear drawing of the mark)
欧州共同体	・商標の表示(a representation of the trade mark)
英国	・商標の表示(a representation of the trade mark)
ドイツ	・商標の複製(eine Wiedergabe der Marke)

²² 商標法に関するシンガポール条約第5条(1) (a)

²³ 標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則 第15規則(1) (注：ここでいう Reproduction は日本の商標記載欄に相当)

²⁴ 37 C.F.R. §2.21(a) (注：Drawing は日本の商標記載欄に相当) ; 37 C.F.R. §2.52(e) (音の商標などの視覚で認識できない標章については商標見本の代わりに標章の説明文を求める。)

²⁵ Council Regulation (EC) No.40/94, Article 26 and 27; The Manual Concerning Proceedings Before the Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs), Part B Examination 2.3.1

²⁶ 「新しいタイプの商標に関する調査研究報告書」平成 20 年 3 月 財団法人知的財産研究所, 362-363 頁

²⁷ Manual of Trade Mark Practice, 英国知的財産庁, New applications, 4

3. 対応の方向性

(1) 新しいタイプの商標の特定方法

商標登録制度は、商標を登録することにより、他人による指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務についての登録商標と同一又は類似の商標の使用を排除し得る権利を発生させるものである。このため、権利範囲を明確にするため、商標登録出願においては、需要者等が商標の構成及び態様を明確かつ正確に認識できる方法で商標を特定しなければならない。

現行商標法では商標登録出願にあたっては、願書の商標記載欄に商標登録を受けようとする商標を記載し、その保護の客体たる商標を特定することになる。商標たる標章は「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合」(商標法第2条)と定義されるが、そのうち、文字、図形又は記号(これらの結合や、色彩との結合を含む。)に係る商標については商標記載欄に記載されたものが商標登録を受けようとする商標となる。また、立体商標については、商標記載欄の図面の記載とともに、当該図面によって表された立体商標であることを明確にするため、立体商標である旨を記載しなければならないとされ、商標記載欄の記載と立体商標である旨の記載によって立体商標が特定される。

新しいタイプの商標についても、立体商標と同様に、商標見本だけでは、その商標が新しいタイプの商標であるか否かが不明確となる。例えば、色彩のサンプルを正方形の商標記載欄に表示するものは、その色彩をした正方形の図形商標であるのか、輪郭のない色彩を特定しようとするものが明らかではない。そこで、新しいタイプの商標についても、立体商標と同様、商標登録出願時には各商標のタイプの記載(動きの商標である旨の記載、ホログラムの商標である旨の記載、輪郭のない色彩の商標である旨の記載、位置商標である旨の記載、音の商標である旨の記載)を求めてはどうか。

また、新しいタイプの商標については、標章の形状が変化したり、視覚では認識できないなど、既存のタイプの商標とは異なる特徴を有しているところ、それらの特徴は商標記載欄とは別に補足的説明がされることで明確になると考えられることから、願書中に商標の説明を記載することを求めてはどうか。音の商標の場合は文章による説明よりも当該音の複製たる音楽ファイルの方が具体的に内容を特定できることから、商標の説明文に代わり電子ファイル(音声)の提出を求めてはどうか。

○新しいタイプの商標の特定方法

	商標の範囲の特定		
	タイプの記載	商標記載欄	説明文/ファイル
動き	要	図面	商標の説明文
ホログラム	要	図面	商標の説明文
輪郭のない色彩	要	色彩の見本	商標の説明文
位置商標	要	実線・破線で描く図面	商標の説明文
音	要	楽譜又は文章による音の記述	電子ファイル(音声)

① 動きの商標の特定方法

動きの商標は、動きの特徴を把握するに十分な連続した図面よりなる商標記載欄で商標の外延程度は特定できるのではないか。さらに、当該連続図が動きを表現していることをタイプの記載で明らかにし、加えて商標の説明文の中で動きの様子や特徴などを記述することなど、商標記載欄の動きの内容をより具体的かつ明確にするための方策を検討すべきではないか。

② ホログラムの商標の特定方法

ホログラムの商標は、見る角度によって変化して見える図形等を複数の図で表現した商標記載欄により商標の外延程度は特定できるのではないか。さらに、当該図面がホログラムを表現していることをタイプの記載で明らかにし、加えて商標の説明文の中でそのホログラム効果の種類(立体的描写となる効果、光により反射する装飾効果、角度により画像面が変化する効果など)、ホログラムが施された場所などを記述することなど、商標記載欄のホログラムの内容をより具体的かつ明確にするための方策を検討すべきではないか。

③ 輪郭のない色彩の商標の特定方法

輪郭のない色彩の商標は、色彩の見本を商標記載欄に表示することで色彩自体は特定できるのではないか。ただし、それだけでは使用態様などが無数に考えられ漠然としているため、十分に商標を特定したものとは言い難い。そのため、商標記載欄の商標は輪郭のない色彩を表現していることをタイプの記載で明らかにし、加えて商標の説明文の中で商標記載欄で使用した線は商標の一部

ではないこと、その色彩名、商標としての使用態様及び組合せ方（複数の色彩を組み合わせたもののとき）などを記述することなど、商標記載欄の輪郭のない色彩の内容をより具体的かつ明確にするための方策を検討すべきではないか。

④ 位置商標の特定方法

位置商標は、実線及び破線を用いて標章の付される位置を特定した図面による商標記載欄により商標の外延程度は特定できるのではないか。さらに、商標記載欄の商標は位置商標を表現していることをタイプの記載で明らかにし、加えて商標の説明文の中で、全体における位置の特徴を記述することなど、商標記載欄の位置商標の内容をより具体的かつ明確にするための方策を検討すべきではないか。

⑤ 音の商標の特定方法

音の商標は、楽譜又は文章による音の記述を商標記載欄に記載することで商標の外延程度は特定できるのではないか。しかし、視覚的な表現たる商標記載欄だけでは、実際の音を表すものではなく、メロディや歌詞などを表すことはできても、聴覚から認識される音色などの他の要素を過不足なく表すことは困難と考えられるのではないか。そのため、商標記載欄の商標は音の商標を表現していることをタイプの記載で明らかにし、併せて誰もが利用しやすい規格を前提に電子ファイル（音声）の提出のように、商標記載欄の内容をより具体的かつ明確にするための方策を検討すべきではないか。

なお、具体的な音の記述については、例えば、曲のタイトルや「犬の鳴き声」のような抽象的で漠然としたものではなく、特定の音を想起できる程度に具体的に記述する必要があるのではないか。

（2）出願日の認定

現行法では商標登録出願の日の認定は、商標登録を受けようとする商標の記載の有無により行っているところである（商標法第5条の2）。

新しいタイプの商標の明確な特定には、商標記載欄ばかりでなく商標のタイプの記載、商標の説明文又は電子ファイル（音声）を用いる必要があると考えられるところ、商標記載欄に記載される図面、楽譜等は商標の外延を特定するものであり、出願時に記載された内容を変更するような補正は認められないことよりすれば、出願時の商標記載欄の記載は当該出願によって特定可能な商標

の範囲を相当程度特定することになる。また、マドリッド協定議定書に基づく運用においても商標記載欄に相当するものにより国際登録日（出願日に相当）を認定しており、諸外国においても出願日認定に求める要件は比較的軽くし、出願日を維持したまま登録までに必要な書類などを事後的に提出できるような制度的枠組みを有している。

そうすると、新しいタイプの商標についても商標記載欄の商標登録を受けようとする商標の記載の有無により認定することが適切ではないか。なお、この場合には、商標の説明文又は電子ファイル（音声）については、たとえ出願時に記載又は添付していなくても、出願日を維持したまま追加し得ることとなる。

（3）商標の説明文及び電子ファイル（音声）の内容

商標の説明文は、新商標のタイプの記載とともに、商標記載欄により特定しようとする商標に関する出願人の意思を確認し、かつ平面的に表現された図面では説明が困難な新商標の特徴を説明するものである。そのため、商標の説明文には、新商標のタイプの記載と商標記載欄に記載された範囲内において新商標としての特徴を補足的に記述することを認めることとすべきではないか。電子ファイル（音声）についても商標の説明文と同様に商標記載欄では表現が困難な特徴を特定するものであり、補足的な特定のみが認められるのではないか。

新商標のタイプの記載、商標記載欄の記載と商標の説明文又は電子ファイル（音声）の記載は、これらが矛盾するものであったり、又は商標の説明文の記載が商標記載欄の記載を拡張しようとするものであるときなどは、商標の記載が曖昧になり、商標登録を受けようとする商標が明確に特定されているとはいえないのではないか。例えば、商標記載欄に記載のない図形要素を商標の説明文に記載すること、商標記載欄に記載されていない歌詞を電子ファイル（音声）で表現すること、商標記載欄に記載された図形的要素を商標の説明文で制限しようとすることなども該当するのではないか。

（4）商標を明確に特定することを求める方策の整備

現行の制度では商標として登録しようとする標章そのものを願書に記載することとなっており、商標が明確に特定されていることを要求する一般的の規定はない。

しかし、新しいタイプの商標の特定は、標章の内容を商標記載欄ばかりでなく、商標のタイプの記載や、商標の説明文又は電子ファイル（音声）をも用い

るものである。このように商標登録を受けようとする商標の特定が複数の手段によることとなる結果、そこで特定しようとする商標が不明確となる場合も生じるものと考えられる。

そこで、このような不明確な状態での商標登録を回避し、願書において商標登録を受けようとする商標の特徴を通常理解できる程度に明確かつ十分な記載を担保するための方策を検討すべきではないか。

（5）補正の却下

願書に記載した商標の補正是可能ではあるが、その要旨を変更するものであるときは認められない（商標法第16条の2）。新しいタイプの商標を特定するためには、商標記載欄、商標の説明文及び電子ファイル（音声）などが用いられるところ、これらは登録商標の範囲を定めるものであることから、これらにより特定された内容を変更するような補正書が提出された場合には、要旨の変更として取り扱い補正却下をするべきではないか。

なお、商標登録を受けようとする商標の補正が商標の要旨を変更する補正に当たるかどうかは、当該補正が商標としての同一性を実質的に損ない、競願者等の第三者に不測の不利益を及ぼすおそれがあるものと認められるかどうかによって決せられるべきものであるが、その判断は、当該補正前の商標と補正後の商標との外観、称呼、観念等を総合的に比較検討して、全体的な考察の下になされることを要するものというべきとされる²⁸。新しいタイプの商標について補正できる範囲も、このような基準をもって考えることができるのではないか。

例えば、複数の図面を商標記載欄に記載する動きの商標についてその範囲内で記述する商標の説明文を追加する補正や楽譜や擬音などを商標記載欄に記載する音の商標についてその範囲内で表現する電子ファイル（音声）を追加する補正是認められると考えられるが、図面を追加又は削除することで新たな動きを作り出すような補正などは要旨の変更と考えられないか。

（6）その他

① 登録商標の範囲

登録商標の範囲は、現行では願書に記載した商標に基づいて定めることとさ

²⁸ 平成9年（行ケ）第39号、東京高等裁判所、平成9年7月16日（「一富士」の文字を縦書きにする商標を横書きにする補正が認められた）

れている。新しいタイプの商標についても願書に記載した商標に基づいて登録商標の範囲が定められるものと考えられるが、商標記載欄に記載された商標ばかりでなく商標のタイプの記載、商標の説明文及び電子ファイル（音声）に記載した内容に基づき商標の範囲が定められることが適切ではないか。

② 商標公報

商標記載欄、商標の説明文及び電子ファイル（音声）等によって特定された商標は、その商標の範囲を他人に対して明確に示すため、これらを含めて特許庁が商標公報により公示することが適切ではないか。

③ 動き、ホログラム及び音の商標に関する時間制限等

動き、ホログラム、音の商標のうち、電子ファイルが長時間にわたるものや極めて多数の図により特定されるものは、第三者による先行商標調査等の負担を著しく増すこととなり、特許庁における審査にも多くの時間を要することとなる。

諸外国においても米国においては動きの商標の図面の枚数制限をしており（最大5点）、欧州共同体では電子ファイルの最大容量は2MB（再生時間約2分）とされている²⁹。

このため、電子ファイルや複数の図について、冗長な長さの電子ファイルや過剰な枚数の図面で特定しようとする防ぐような方策の検討が必要ではないか。

²⁹ http://oami.europa.eu/help/html/help_en.html

特許
印紙

様式見本

(円)

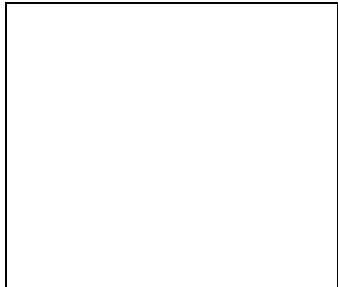
【書類名】 商標登録願

【整理番号】

【提出日】 平成 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】 商標記載欄



【立体商標】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 類】

【指定商品 (指定役務)】

【第 類】

【指定商品 (指定役務)】

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【代表者】)

印 又は 識別ラベル

(【国籍】)

【電話番号】

(【提出物件の目録】)

(【物件名】)

新商標WG報告書からの変更点

●新商標WG報告書

	権利範囲の特定			
	タイプ	出願日認定		
動き	要	商標記載欄, 商標の説明文		
		電子ファイル (動画)		要約
ホログラム	要	商標記載欄, 商標の説明文		
		電子ファイル (動画)		要約
輪郭のない色彩	要	商標記載欄	商標の説明文	
位置商標	要	商標記載欄, 位置に関する事項		
音	要	電子ファイル (音声)		要約

●改定案

	権利範囲の特定			
	タイプ	出願日認定		
動き	要	商標記載欄	商標の説明文	
ホログラム	要	商標記載欄	商標の説明文	
輪郭のない色彩	要	商標記載欄	商標の説明文	
位置商標	要	商標記載欄	商標の説明文	
音	要	商標記載欄 (楽譜又は文章による音の記述)	電子ファイル (音声)	

【新商標WG報告書後の諸情勢】

- シンガポール条約の同盟国総会において、新しいタイプの商標の出願に関する規則改正が採択されたところ、動きや音の商標について電子ファイルのみによる特定の可能性は否定されないが、まだ国際的趨勢とは考え難い。
- 特許庁では、現在、業務・システム最適化計画において、将来的な業務全般にわたる新システムへの移行を計画中であり、同計画への影響を勘案した検討が必要である。

【変更点のポイント】

- 出願日認定要件の見直し
国際的な整合性を鑑みて、商標記載欄に記載された商標の有無に基づき出願日認定をする。
- 電子ファイル (動画) での特定の見送り
動画による特定を担保するための特許庁における受入能力及びシステム開発負担などを勘案すると、電子ファイル (動画) による特定を認めることは見送る。なお、電子ファイルのみでの出願方法を見送り、図面、楽譜等は商標記載欄に記載されることに伴い、要約の導入の必要性もなくなる。

商標法に関するシンガポール条約関連規定（仮訳）

○ 商標法に関するシンガポール条約

第3条 出願

(1) [願書に記載し又は添付するもの及び料金]

(a) 締約国は、願書に次のものの全部又は一部を記載し又は添付するよう要求することができる。

(i)～(viii) (略)

(ix) 規則に定める標章の少なくとも一つの表示 (representation)

(x) 該当する場合は、規則において定めるとおり、標章の種類及びその種類の標章に適用される特定の要件の陳述

(xi)～(xvi) (略)

(b)～(c) (略)

(2)～(3) (略)

(4) [その他の要件の禁止]

いかなる締約国も、出願に関し、(1)及び(3)並びに第8条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次の要件については、出願が係属している間を通じて要求することができない。

(i)～(iv) (略)

(5) (略)

第5条 出願日

(1) [許容される要件]

(a) 締約国は、(b)及び(2)の規定に従うことを条件として、第8条(2)の規定に基づいて要求する言語で記載され又は作成された次のすべてのものを自国の官庁が受理した日を出願日として認める。

(i) 標章の登録を求める旨の明示的又は默示的な表示

(ii) 出願人を特定することができる表示

(iii) 出願人又は、その代理人がある場合には、当該代理人に、官庁が連絡可能な表示

(iv) 登録を求める標章の十分に鮮明な表示一通

(v) 登録を求める商品又はサービスの一覧表

(vi) 第3条(1)の(a)(xvi)又は第3条(1)(b)の規定が適用される場合には、それぞれ、自国の法令が要求する同条(1)(a)(xvi)に規定する宣言書又は同条(1)(b)に規定する宣言書及び証拠。

(b) 締約国は、(a)の(i)から(vi)までに規定するものの全部ではなく一部又は(a)の(i)から(vi)までに規定するものであって第8条(2)の規定に基づいて要求する言語以外の言語で記載され若しくは作成されたものを自国の官庁が受理した日を出願日として認めることができる。

(2)～(3) (略)

(4) [その他の要件の禁止]

いかなる締約国も、出願日に関し、(1)及び(2)に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

○ 商標法に関するシンガポール条約規則

第3規則 出願に関する細則

(1)～(4) (略)

(5) [ホログラム標章]

標章がホログラム標章によって構成されている旨の陳述が願書に記載される場合には、その標章の複製は、全体としてホログラム効果を捉えた一又は複数の図面とする。提出された位置又は複数の図面では全体としてホログラム効果を描写していないと官庁が考えるときは、追加の図面の提供を求める 것도できる。官庁は出願人にそのホログラム標章の説明文の提出を求める 것도できる。

(6) [動く標章]

標章が動く標章によって構成されている旨の陳述が願書に記載される場合には、その標章の複製は、官庁の選択によって、動きを描写した单一の図面又は連続した静止画若しくは動画とする。提出された一又は複数の図面では動きを描写していないと官庁が考えるときは、追加の図面の提供を求める 것도できる。官庁は出願人にその動きを解説する説明文の提供を求める 것도できる。

(7) [色彩標章]

標章が色彩そのものからなる標章又は輪郭のない色の組合せによって構成されている旨の陳述が願書に記載される場合には、その標章の複製はその色彩又は複数の色彩のサンプルとする。官庁は、その色彩又は複数の色彩の一般名を用いた表示を求める 것도できる。官庁はその色彩又は複数の色彩が商品にどのように付され若しくはサービスとの関連でどのように使用されるのかの説明文を求める 것도できる。官庁はさらに、出願人が選択し官庁が受け付ける広く認められた色コードでのその色彩又は複数の色彩の表示を求める 것도できる。

(8) [位置標章]

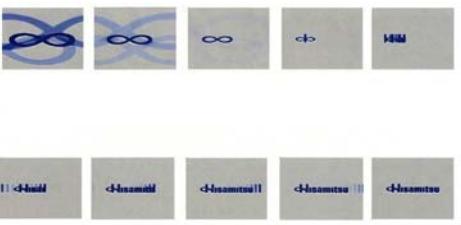
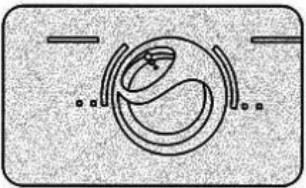
標章が位置標章により構成されている旨の陳述が願書に記載される場合には、その標章の複製は、製品における位置を示した標章の单一の図面とする。官庁は、保護が主張されていない事項を示すことを要求できる。官庁は製品におけるその標章の位置を解説する説明文を求める 것도できる。

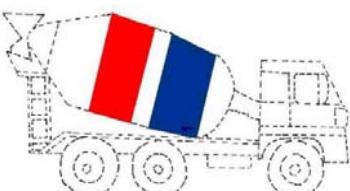
(9) [音の標章]

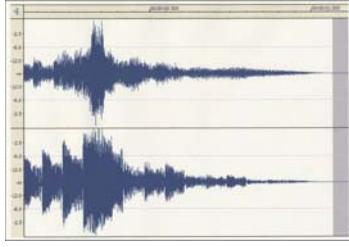
標章が音の標章により構成される旨の陳述が願書に記載される場合には、その標章の複製は、官庁の選択によって、五線譜表記若しくは標章を構成する音の説明文、アナログ若しくはデジタルの音の記録、又はそれらの組合せよりなる。

(10) (略)

諸外国における新しいタイプの商標の登録例

動きの商標	
(米国) Reg. No.1928423 (登録日 1995.10.17)	(CTM) TM No. 006608962 (登録日 2009.1.7)
	
<p>商標の説明: この商標は、コンピュータにより制作された連続図で、構造物の周囲を動くようなカメラワークで中央部の要素を複数のアングルで投影するもの。商標見本はその連続図の中の4枚の「静止画」を示したものである。</p> <p>指定商品: 映画フィルム、録音済みビデオテープなど</p> <p>権利者: Twentieth Century Fox Film Corporation</p>	
<p>商標の説明: この標章は連続イメージの動画よりなり、無限のシンボルが視聴者から離れるように動くところから始まり、すぐに HISAMITSU を図案化した形に変化し、その間に無限のシンボルから生じた垂直の青い線の連続がその無限のシンボルの左右に動く。この連続図の最中、その背景では、大きな無限のシンボルが動き消えていく。</p> <p>指定商品: 医薬品</p> <p>権利者: Hisamitsu Pharmaceutical Co., Inc.</p>	
ホログラムの商標	
(米国) Reg. No.3628131 (登録日 2009.5.26)	(CTM) TM No.2117034 (登録日 2002.10.4)
	
<p>商標の説明: 色はこの標章の特徴としてはクレームされていない。デザイン要素及びホログラムからなる。標章の点描部分は、デザイン要素に付された反射効果を有するホログラムを示している。</p> <p>指定商品: 携帯電話用バッテリー</p> <p>権利者: Sony Ericsson Mobile Communications</p>	<p>商標の説明: 青色の球の白いVFの文字、黒の背景に青色のVIDEO FUTURの名称</p> <p>指定商品: 電気応用機械器具、DVD、通信など</p> <p>権利者: VIDEO FUTUR ENTERTAINMENT GROUP SA</p> <p>※標章のタイプはホログラム</p>

色彩の商標	
<p>(米国) Reg. No.3445501 (登録日 2008.6.10)</p> 	<p>(CTM) TM No.6866131 (登録日 2009.1.22)</p> 
<p>商標の説明: 青 (パントーン 287 c)、赤 (パントーン 199 c)、白が標章の特徴としてクレームされている。この標章は水平の彩色した帶の長方形デザインよりなる。この色彩は上から下まで青、赤、白、青、白、赤の順で表示される。</p> <p>指定商品: 医薬品、手術用器具、紙など</p> <p>権利者: BSN medical GmbH Limited liability company</p>	<p>商標の説明: 青 (RAL 5013)、オレンジ (RAL 2004)</p> <p>指定商品: つり上げ、引き上げ、引っ張り上げ用クランプなど</p> <p>権利者: Inter Product B.V.</p>
位置商標	
<p>(米国) Reg. No. 3029129 (登録日 2005.12.13)</p> 	<p>(CTM) TM No. 7106412 (登録日 2009.7.22)</p> 
<p>商標の説明: この標章は、履物に付される平行の三本のストライプで、紐とソールの間の靴の上部に位置する。履物の輪郭を描く破線は標章の一部ではなく、その標章の位置を示すためだけのものである。</p> <p>指定商品: 履物</p> <p>権利者: adidas-Salomon AG</p>	<p>商標の説明: この商標はコンクリートトラック又はコンクリートミキサーの筒のサイドにある赤及び青の2本の線よりなる。</p> <p>指定商品: 建築材料 (非金属)、セメントの輸送など</p> <p>権利者: CEMEX, S.A.B. DE C.V.</p>

音の商標	
<p>(米国) Reg. No. 3034331 (登録日 2008.12.27)</p> <p>商標の説明: この標章は音の商標で、ラシドミレの音符を5音連続させたものからなる。</p> <p>指定役務: レストランサービス</p> <p>権利者: McDonald's Corporation</p> <p>(注: 楽譜及びビデオテープの提出あり)</p>	<p>(CTM) TM No. 008655433 (登録日 2010.5.3)</p> <p></p>
<p>(米国) Reg. No. 76579101 (登録日 2005.2.22)</p> <p>商標の説明: この標章は音の標章であり、飛行機の機内通話のディンギ音に続いて、「You are now free to move about the country」の語よりなる。</p> <p>指定役務: 空輸での乗客及び貨物の輸送</p> <p>権利者: Southwest Airlines Co.</p> <p>(注: カセットテープの提出あり。)</p>	<p>(CTM) TM No. 008411969 (登録日 2010.1.27)</p> <p></p>